

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金（医療・介護サービス確保型）交付要綱

平成 25 年 5 月 22 日
25 都市住民第 182 号
局長決定

（通則）

第 1 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年規則第141号）、関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第 2 この要綱は、医療サービスを提供する事業所及び介護サービスを提供する事業所との連携を確保したサービス付き高齢者向け住宅（以下「医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅」という。）の整備を行う事業について、その費用の一部を補助するために必要な事項を定めることにより、高齢者が生活支援サービス、医療サービス及び介護サービスを受け、安心して居住し続けることができる環境の整備を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者

60歳以上の者をいう。

二 サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。

三 高齢者生活支援施設

サービス付き高齢者向け住宅に居住する高齢者の生活を支援する施設（地域に開放するものを含む。）であって、次のイからハまでに該当するものをいう。

イ 国土交通省住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日建設省住備発第42号、住整発第27号、住防発第19号、住街発第29号、住市発第12号住宅局長通知）第2第3項ハ（12）③第1号から第7号までに規定する施設

ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業の用に供する施設

ハ イ又はロに掲げる施設に付随する収納施設等

四 サービス付き高齢者向け住宅の共用部分等

地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日国住備第162号。以下「地優賃補助要領」という。）第2条第十一号に規定する共同住宅の共用部分等をいう。

五 加齢対応構造等

地優賃補助要領第2条第十六号に規定する加齢対応構造等をいう。

六 医療サービスを提供する事業所

病院、診療所、訪問看護ステーションその他東京都知事（以下「知事」という。）が認めるものをいう。

七 介護サービスを提供する事業所

訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、認知症対応型通所介護事業所、短期入居生活介護事業所、小規模多機能居宅介護事業所、複合型サービス事業所その他知事が認めるものをいう。

(補助事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、高齢者等居住安定化推進事業補助金交付要綱（平成22年3月31日国住整第191号）第4第一号に定めるサービス付き高齢者向け住宅整備事業（以下「国サービス付き高齢者向け住宅整備事業」という。）の補助を受けて、東京都内で医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅を整備する事業（この要綱施行の日から平成27年3月31日までに着手するものに限る。）であり、知事が予算の範囲内において補助金を交付する必要があると認めるもので、次の（1）から（4）までの全てを満たすものをいう。

（1） 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところにより実施される事業であること。

イ 建設型

医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅を供給するため、住宅の建設を行う事業

ロ 改修型

医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅を供給するため、住宅の改修を行う事業

（2） 次のイからホまでに掲げる要件に適合しているもの

イ サービス付き高齢者向け住宅の登録要件である状況把握サービス、生活相談サービス及び緊急時対応サービスを提供するものであること。

ロ 医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅の管理期間が10年以上であること。

ハ 医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅の供給予定地の区市町村の同意を得ていること。（ただし、当該区市町村が意見書を都に提出した場合又は予め当該区市町村が同意することを不要とする意思表示を都に対して行った場合は、同意を得ていることとみなす。）

ニ 医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅と併設又は近接する医療サービスを提供する事業所において提供される医療サービス及び当該医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅と併設又は近接する介護サービスを提供する事業所において提供される介護サービスの実施主体等が連携して、各サービスを効果的に提供する方策や体制が整っていること。

ホ ニで規定する実施主体等が連携して各サービスを効果的に提供する方策や体制が10年以上継続するものであること。

（3） （2）ニで規定する医療サービスを提供する事業所及び介護サービスを提供する事業所は次のイからニまでに該当しないこと。

イ 医療サービスを提供する事業所においては、医療法に基づく人員増員の命令、業務の全部又は一部の停止の命令、事業所の全部又は一部の使用制限、禁止、修繕等の命令、開設許可の取消し及び閉鎖命令等の行政処分を受けているもの

ロ 医療サービスを提供する事業所（医療法第8条の届出をして開設した診療所で診療に従事する医師が1名の場合に限る。）においては、上記イに加えて、医師法に基づく3年以内の医業の停止及び免許の取消し等の行政処分を受けているもの

ハ 介護サービスを提供する事業所においては、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定取消し及び指定の全部又は一部の効力停止等の行政処分を受けているもの

ニ 健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護を行う事業所においては、健康保険法に基づく指定取消し等の行政処分を受けているもの

(4) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づく建築確認申請が平成25年3月31日以前に行われていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が行う事業は補助事業の対象としない。

一 過去5年間に重大な法令違反がある者

二 税を滞納している者

三 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定される観察処分を受けている団体、又は当該団体の役員若しくは構成員

四 高齢者住まい法第8条第1項第一号から第九号までのいずれかに該当する者

（補助金の額）

第5 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 建設型

医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅及び高齢者生活支援施設の建設に係る費用の10分の1以内の額（ただし、当該住宅の戸数に100万円を乗じた額を限度とする。）

なお、東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業実施要綱（平成21年7月1日21福保高在164号）に規定する補助事業（以下「モデル事業」という。）により補助を受ける場合は、住宅の建設等に係る費用からモデル事業の補助対象となる費用を除くこととする。

二 改修型

医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅の共用部分、加齢対応構造等及び高齢者生活支援施設の改修に係る費用（エレベーターの設置に係る費用を除く。）の3分の1以内の額。増築を行う部分については、医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅及び高齢者生活支援施設の建設に係る費用の10分の1以内の額。（ただし、当該住宅の戸数に100万円を乗じた額を限度とする。）

なお、モデル事業により補助を受ける場合は、住宅の改修等に係る費用からモデル事業の補助対象となる費用を除くこととする。

（全体設計の承認）

第6 第4第1項に掲げる事業を行おうとする者は、当該補助事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請時に、当該建設工事に係る事業費の総額、補助事業の完了の予定日等について、全体設計承認申請書を知事に提出するものとする。

なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 知事は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第7 補助金の交付の申請をしようとする者は、知事に応募・交付申請書及び第18第1項に定める書類を提出するものとする。

2 前項の応募・交付申請書は住棟又は団地別に作成するものとする。

3 補助事業の実施が複数年度にわたる場合には、前2項に準じて毎年度応募・交付申請書を作成するものとする。

4 第1項の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して申請するものとする。

(補助金の交付の決定等)

第8 知事は、第7第1項の規定による応募・交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を補助金の交付の申請をした者に速やかに通知するものとする。

2 知事は、交付の決定を行うに当たっては、第7第4項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うことを条件として付して交付の決定を行うものとする。

(申請の撤回)

第9 補助金の交付を申請した者は、第8第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事の定める期日までに、申請の撤回をすることができる。

2 前項の規定による申請の撤回があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業の内容の変更)

第10 第8第1項の規定による通知を受領し、第4第1項に掲げる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない事由により、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

一 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の変更（ただし、第3項に掲げる事業内容の軽微な変更の場合についてはこの限りではない。）

二 補助事業の中止又は廃止

2 補助事業者は、やむを得ない事由により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるものとする。

3 知事の承認を要しない事業内容の軽微な変更は、補助金の額に変更を生じない事業内容の変更のうち、知事が承認を要しないと認めるものとする。

4 補助事業者は、補助金の額に変更を生じる場合には、補助金交付決定額変更申請書を作成し知事に提出するものとする。

5 第4第1項に掲げる事業を行う者は、その医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅について、3月以上の間、高齢者の入居者を確保できないときは、知事の承認を得て高齢者以外の者に賃貸し、又は転貸事業者に転貸させることができる。この場合においては、その賃貸借又は転貸借を、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による建物の賃貸借（以下「定期建物賃貸借」という。5年を上回らない期間を定めたものに限る。以下この条において同じ。）とし、又は定期建物賃貸借とするよう必要な措置を講じるものとする。

6 知事は第1項による承認申請又は第4項による申請書の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に速やかに通知するものとする。

(状況の報告)

第11 知事は、必要があると認められるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め又はその進行状況を調査することができる。

(実績の報告等)

第12 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10第1項第二号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助事業の完了する日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の末日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出するものとする。

また、工事が会計年度を超えて継続される場合においては当該会計年度が終了するごとに速やかに当該実績報告書を知事に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告するものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の場合において、やむを得ない事由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(補助金の額の確定)

第13 知事は、第12第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、額の確定を行うに当たっては、第12第2項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

(補助金の支払)

第14 補助金は、第13第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書等を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消等)

第15 次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助事業者が補助金交付の条件に違反した場合
- 二 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為をした場合
- 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 四 前3号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反した場合

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させるものとする。

(経理書類の保管)

第17 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておくものとする。

(書類の様式及び提出方法)

第18 申請書類の及び報告書類の様式は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 申請書類及び報告書類に添付する書類は別表2のとおりとする。
- 3 知事の通知の様式は別表3に定めるとおりとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する書類は、知事に1部提出するものとする。

付 則

本要綱は、平成25年6月6日から適用する。

別表1 申請書類及び報告書類

様式名称	備考
様式1 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業 応募・交付申請書	応募・交付申請時
様式2 補助対象事業費	応募・交付申請時
様式3 要件への適合等	応募・交付申請時
様式4 誓約書	応募・交付申請時
様式5 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業 全体設計承認申請書	応募・交付申請時（建設工事が複数年度にわたる場合）
様式6 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額 報告書	
様式7 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業 内容変更承認申請書	
様式8 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業 中止（廃止）承認申請書	
様式9 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業 補助金交付決定額変更申請書	
様式10 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業 完了実績報告書	完了実績報告時

別表2 申請書類及び報告書類に添付する書類

書類名称	備考
①応募・交付申請者の納税証明書 【個人・法人共通】計画地の固定資産税、既存建物の固定 資産税（改修型の場合） 【個人】所得税、住民税、個人事業税 【法人】法人税、法人事業税、法人住民税	応募・交付申請時 （直近1年間で取得できる最新のもの）
②区市町村の同意書の写し	応募・交付申請時（区市町村の同意書の写 しの添付が不要な場合を除く。）

③医療・介護サービス確保型サービス付き高齢者向け住宅における連携協定書等	
④国サービス付き高齢者向け住宅整備事業の申請書類の写し	応募・交付申請時（一式）
⑤国サービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助金の交付決定通知書の写し	応募・交付申請時（一式）
⑥国サービス付き高齢者向け住宅整備事業 完了実績報告書の写し	完了実績報告時（一式）
⑦国サービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助金の額の確定通知書の写し	完了実績報告時（一式）
⑧請求書	完了実績報告時
⑨支払金口座振替依頼書	完了実績報告時

別表3 知事の通知の様式

様式名称	備考
様式1-1 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付決定通知書	
様式1-2 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業全体設計承認通知書	
様式1-3 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業内容変更承認通知書	
様式1-4 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業中止（廃止）承認通知書	
様式1-5 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付決定額変更通知書	
様式1-6 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金の額の確定通知書	